3月決算法人の方々へ

新型コロナウイルスの影響で、総会の開催や 税務申告を延長することが認められています。

- 1. 税務署へは、申告期限後であっても、申告書を提出するときに、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載するだけで、申告期限、納付期限の延長が認められます。(書き方は次頁参照)
- 2. 新型コロナウイルスのために総会を延期することは、法務省(株式会社等)、内閣府(NPO 法人)、公益認定等委員会(一般社団・財団法人、公益社団・財団法人)ともに認めています。認定 NPO 法人、公益社団・財団法人等は、総会を延期して、提出期限が遅れる場合には、事前に所轄庁等に相談することをお勧めします。
- ※ 法務省:定時株主総会の開催について

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

内閣府:新型コロナウイルス感染拡大に係るNPO法Q&A

https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa

公益認定等委員会:新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う公益法人の運営に関するお知らせhttps://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/20200319_houjinunei.pdf



総会の開催や税務申告を期限までに間に合わせるために、無理に出勤することや、

無理やり総会を開催する必要はありません!

<作成>認定 NPO 法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク <令和2年4月14日作成>

問4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

- 別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイル スによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております*。 このため、当初の申告期限以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感 染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただき ますようお願いします。
 - ※ 源泉所得税においては、納付を行う際に所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。
- この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日となります。

O 申告書を書面で提出する場合の記載方法

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載 してください。

【法人税申告書の記載例】



【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

